

島根労働局発表 令和8年4月30日(木)	担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 内藤 義博 TEL 0852-20-7016	雲南市 産業観光部商工振興課 課長 落部 大 TEL 0854-40-1052
-------------------------	-----------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

令和8年度 雲南市雇用対策協定に基づく事業計画について ～ 雲南市と島根労働局とが連携し雇用施策を展開 ～

雲南市(市長:石飛^{いしとび あつし}厚志)と島根労働局(局長:中村^{なかむら あきひこ}昭彦)は、令和7年12月12日に締結した雲南市雇用対策協定(別添1)に基づく「令和8年度事業計画」(別添2)を共同で策定しました。

この事業計画は、雲南市と島根労働局が、それぞれの強みを生かした雇用施策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「人與人」「人と自然」「人と歴史・文化」のつながりの中でみんなが幸せに暮らせる持続可能なまち“えすこな雲南市”の実現を目指し策定しております。

雲南市と島根労働局は連携を図り、地域の雇用面の課題に対して、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

令和8年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

○主要な取組等

少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応するため、①個々のニーズ等に基づいて多様な働き方が選択でき、活躍できる職場環境の整備、②若者の採用・育成に積極的な企業の情報を発信し、企業と若者の就職マッチングの場を提供することによる若者の地元企業への就職支援に取り組むとともに、数値目標を設定しました。

《事業内容》

1 働きやすい職場環境の推進

- ・職場環境の実態把握と職場環境の改善をテーマにした研修・セミナーの開催
- ・仕事と育児や介護の両立支援の推進
- ・ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

2 新規学卒者等若者への就職支援

- ・若者向け市内事業所・求人情報サイト「グッジョブ雲南」の周知・登録促進
- ・オンライン合同企業説明会の開催
- ・新規学卒者を対象とした求人確保と管内高等学校等との連携による早期内定に向けた就職支援
- ・学校と企業との就職情報交換会、高校生のための職業人研修の開催支援

3 雇用に係る施策・情報の発信・共有

- ・ホームページ、雲南市広報及びSNSによる積極的な広報
- ・雇用に関する施策の共有と周知
- ・企業訪問により把握した状況や雇用情勢に関するデータの共有と分析

雲南市と島根労働局との雇用対策協定

雲南市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「挑戦し、活力を産みだすまち」を目指し、新たな発想と地域資源の活用で稼ぐ力を高める施策を進める雲南市と、労働市場のセーフティーネットを担う島根労働局が、働きやすい職場環境改善の推進、新規学卒者等若者への支援、相互の取組に係る情報共有・情報発信の施策をそれぞれの強みを活かして密に連携し、雲南市の将来像である「人與人」「人と自然」「人と歴史・文化」のつながりの中でみんなが幸せに暮らせる持続可能なまち“えすこな雲南市”の実現に向け、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の推進並びに地域が抱える課題に対応していくことを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 雲南市と島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、雲南市と島根労働局が共同で設置する。
2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の一体的かつ総合的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、取組の進捗状況の把握等を行うものとする。

（要請等）

第4条 雲南市長と島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 雲南市長と島根労働局長は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、雲南市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、雲南市と島根労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、雲南市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年（2025）12月12日

雲南市長

石飛 厚志

厚生労働省島根労働局長

岩見 浩史

令和8年度 雲南市雇用対策協定に基づく事業計画

雲南市と島根労働局は、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むため、令和7年12月12日に「雲南市と島根労働局との雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

雲南市と島根労働局は、雲南市の将来像である「人與人」「人と自然」「人と歴史・文化」のつながりの中でみんなが幸せに暮らせる持続可能なまち“えすこな雲南市”の実現に向け日頃から十分な意思疎通を図り、緊密な連携・協力関係の下、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の推進並びに地域が抱える課題に対応していくために、協定の第2条に基づき、令和8年度に実施する事業は、次のとおりとする。

1 働きやすい職場環境の推進

直面する少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応するためには、男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現するとともに多様な人材がその能力を最大限生かして働くことができるよう、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備することが重要である。

【連携して推進する取組】

- ・ 企業訪問による職場環境の実態把握
- ・ 企業訪問により把握した職場環境の改善をテーマにした研修・セミナーの開催
- ・ 仕事と育児や介護の両立支援の推進
- ・ くるみん認定制度やえるぼし認定制度等の周知と認定促進
- ・ ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

《目標》

- ・ 職場環境実態把握のための企業訪問件数 36社
- ・ 職場環境の改善をテーマにした研修・セミナーの開催回数 1回

2 新規学卒者等若者への就職支援

雲南雇用対策協議会と連携して、学校と企業との就職情報交換会等を開催、また若者の採用・育成に積極的な企業情報を発信し、企業と若者の就職マッチングの場を積極的に提供することにより、若者の地元企業への就職を支援する。

【連携して推進する取組】

- ・若者向け市内事業所・求人情報サイト「グッジョブ雲南」の周知・登録促進
- ・オンライン合同企業説明会の開催
- ・新規学卒者を対象とした求人確保
- ・管内高等学校等との連携による早期内定に向けた就職支援
- ・ユースエール認定制度を活用した若者の採用・育成に積極的な企業情報の発信
- ・ハローワーク雲南公式LINEによる市内企業の情報発信
- ・雲南雇用対策協議会が実施する事業（学校と企業との就職情報交換会、高校生のための職業人研修の開催など）の支援

《目標》

- | | |
|----------------------------|------|
| ・新規高卒就職希望者（市内3校）の市内企業への就職率 | 40% |
| ・「グッジョブ雲南」新規企業登録数 | 10社 |
| ・オンライン合同企業説明会の開催 | 2回 |
| ・「ユースエール」新規認定企業数 | 1社以上 |

3 雇用に係る施策・情報の発信・共有

就職・就労支援をはじめとする様々な雇用労働施策等について、広報誌やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、事業者や求職者等に対して積極的に周知を図る。

また、市内の雇用情勢に関する情報を共有し、施策の効果を高める。

【連携して推進する取組】

- ・ホームページ、市報及びSNSによる積極的な広報
- ・双方雇用に関する施策の共有、周知
- ・企業訪問により把握した状況や雇用情勢に関するデータの共有と分析

《目標》

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ・市と労働局（ハローワーク）による定期的な情報交換会の開催件数 | 12回 |
|---------------------------------|-----|